

3 高等学校教員無試験検定に関する指定申請

(大正十一年六月)

(欄外注記1)

大正十一年六月一六日 主任 高田印 案起	大正 年 月 日 主任 案起
内務部長 (大海原印) 学務兵事課長 (石田印)	内務部長 学務兵事課長
進 達	下 付
中央大学 高等学校教員無試験検定ニ 関スル指定外三件申請 右第三式經由印ヲ捺シ 文部省へ進達スルモノトス	同上ニ対スル指令 右第四式經由印ヲ捺シ 郡区役所へ送付スルモノトス

(欄外注記2)

(欄外注記3)  
進 達 願

別紙申請書四通主務省へ御進達被成下度此段奉願候也

大正十一年六月十三日

中央大学学長 岡野敬次郎 印

東京府知事 宇佐美勝雄 殿

庶学経第一一号

右申請ニ付私立学校令及私立学校令施行規則実施ニ関スル規  
程第十三条ニ依リ調査進達候也

割印

大正十一年六月十四日

東京市神田区长 山県鉄蔵 印

高等学校教員無試験検定ニ関スル指定ノ件申請

本大学各学部卒業生ニ対シ左記頭書ノ科目ニ付大正八年文部省  
令第十号高等学校教員規定第十条ニ依リ大正十二年四月一日以  
後ニ於テ行ハルル無試験検定ニ関シ御指定被成下度此段及申請  
候也

左 記

検定学科目	卒業学部	備 考
法制経済	法 学 部	経済学ヲ選択シタル者ニ限ル
法制経済	経済学部	

大正十一年六月十三日

中央大学学長 岡野敬次郎 印

文部大臣 鎌田栄吉 殿

教員無試験検定ニ関スル指定ノ件申請

本大学各学部卒業生ニ対シ左記頭書ノ科目ニ付明治四十一年文  
部省令第三十二号教員検定ニ関スル規定第七条第一号ニ依リ大  
正十二年四月一日以後ニ於テ行ハルル無試験検定ニ関シ御指定  
被成下度此段及申請候也

左記

検定学科目	卒業学部	備考
法制経済簿記商業英語又ハ独逸語	法学部 経済学部 商学部 予科	経済学ヲ選択シタル者ニ限ル  英語又ハ独逸語ヲ必修課目トシテ修メ成 績優秀ナル者ニ限ル

大正十一年六月十三日

中央大学学長 岡野敬次郎 印

文部大臣 鎌田栄吉殿

申請書

竊ニ大正八年ヨリ大正十一年ニ至ル間本学旧制予科ヲ卒業シタル者ハ大学部入学ニ関シ高等学校高等科卒業者ト同等以上ノ学力アルモノト御認定相成候処既ニ学部入学ノ点ニ付テ御認定相成候以上ハ修業年限ヨリ觀ルモ将タ学科ノ実質ヨリ觀ルモ二年制大学予科ト差異無之次第ニ付テハ大正八年ヨリ同十一年ニ至ル旧制予科卒業者ハ高等試験令第八条ノ適用ニ付キテモ学部入学ノ場合ト同様ノ御認定ヲ得度此段申請候也

大正十一年六月十三日

中央大学学長 岡野敬次郎 印

文部大臣 鎌田栄吉殿

申請書

中学校卒業生及同資格者ニシテ旧制予科ニ在学セス予科ノ課程

ニ当ル試験ヲ為シ之ニ合格シタル者ヲ旧大学本科ニ入学セシメタル学生ニ対シテハ卒業後高等試験令予備試験免除ノ特典無之候処之ヲ実力ヨリ考フルモ既ニ入学ニ際シ二個年ノ予科ニ於ケルト同程度ノ試験ヲ課シテ及第シ尚ホ三介年間大学本科ヲ履修シタル者ナレハ高等試験ニ於ケル予備試験免除ノ特典ニ浴シ得ル様御認定ヲ得度此段申請候也

大正十一年六月十三日

中央大学学長 岡野敬次郎 印

文部大臣 鎌田栄吉殿

(欄外注記1)

「收受戊学甲第五八二一號」「判決六月十六日」「施行六月十七日」

(欄外注記2)

「完結」

(欄外注記3)

「東京府收受・大正十一年六月十五日・戊学第五八二一號」

(大正十一年学事私立学校第一種冊の六十八 304 C12)